

CSRについて

平成27年9月

経済産業省 経済産業政策局 企業会計室

CSRの論点

GRI G4 ガイドライン

GRI (Global Reporting Initiative) G4のガイドラインでは、主な論点として次のような分類を行っている。

カテゴリー	経済	環境	社会			
サブカテゴリー			労働慣行と ディーセント・ワーク	人権	社会	製品責任
側面	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的パフォーマンス ・地域での存在感 ・間接的な経済影響 ・調達慣行 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料 ・エネルギー ・水 ・生物多様性 ・大気への排出 ・排水及び廃棄物 ・製品及びサービス ・コンプライアンス ・輸送・移動 ・環境全般 ・サプライヤーの環境評価 ・環境に関する苦情処理制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用 ・労使環境 ・労働安全衛生 ・研修及び教育 ・多様性と機会均等 ・男女同一報酬 ・サプライヤーの労働慣行 ・労働慣行に関する苦情処理制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・投資 ・非差別 ・結社の自由と団体交渉 ・児童労働 ・強制労働 ・保安慣行 ・先住民の権利 ・人権評価 ・サプライヤーの人権評価 ・人権に関する苦情処理制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ ・腐敗防止 ・公共政策 ・反競争的行為 ・コンプライアンス ・サプライヤーの社会への影響評価 ・社会への影響に関する苦情処理制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客の安全衛生 ・製品及びサービスのラベリング ・マーケティング・コミュニケーション ・顧客プライバシー ・コンプライアンス

(注)GRI G4は報告ガイドラインであるが、ISO26000と統合的なものとなっている。

CSR の定義 (ご参考)

EU “A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility”

- “the responsibility of enterprises for their impacts on society”
- Respect for applicable legislation, and for collective agreements between social partners, is a prerequisite for meeting that responsibility. To fully meet their corporate social responsibility, enterprises should have in place a process to integrate social, environmental, ethical, human rights and consumer concerns into their business operations and core strategy in close collaboration with their stakeholders, with the aim of:
 - maximising the creation of shared value for their owners/shareholders and for their other stakeholders and society at large;
 - identifying, preventing and mitigating their possible adverse impacts.

EU “Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development” 2002

- CSR is a concept whereby companies integrate social and environmental concerns in their business operations and in their interaction with their stakeholders on a voluntary basis.

CSR の定義 (ご参考)

OECD “OECD Guidelines for Multinational Enterprises”

- (The *Guidelines*) aim to ensure that the operations of these enterprises are in harmony with government policies, to strengthen the basis of **mutual confidence between enterprises and the societies** in which they operate, to help improve the foreign investment climate and to enhance the contribution to sustainable development made by multinational enterprises.
- Obeying domestic laws is the first obligation of enterprises. in countries where domestic laws and regulations conflict with the principles and standards of the *Guidelines*, enterprises should seek ways to honour such principles and standards to the fullest extent which does not place them in violation of domestic law.

UN “The UN Global Compact”

- The UN Global Compact asks companies to **embrace, support and enact**, within their sphere of influence, a set of core values in the areas of **human rights, labour standards, the environment and anti-corruption**.

CSR の定義 (ご参考)

ISO “ISO 26000 Guidance on social responsibility”

● social responsibility

- responsibility of an **organization** for the impacts of its decisions and activities on society and the environment, through transparent and **ethical behaviour** that
- contributes to **sustainable development**, including health and the welfare of society;
 - takes into account the expectations of **stakeholders**;
 - is in compliance with applicable law and consistent with **international norms of behaviour**; and
 - is integrated throughout the **organization** and practised in its relationships

CSRに関する国際的フレームワーク<社会的責任全般>

<社会的責任全般に関するもの>

OECD多国籍企業ガイドライン(以下、OECDガイドラインという)	1976年、OECDが参加国の多国籍企業に対して、責任ある行動を自主的に取るために策定した行動指針(ガイドライン)。以降5回改訂され、最新版は2011年改訂。 <u>人権やデューデリジェンスに関する内容を強化した。OECD加盟国に加え、ブラジルなど44カ国が参加する。</u>
国連グローバル・コンパクト(以下、UNGCCという)	2000年7月26日にニューヨークの国連本部で正式に発足。 <u>参加組織は、自らの戦略および事業を人権、労働、環境および腐敗防止に関する10の原則に整合させるよう専念し、国連の広範な目標を支援する行動をとる</u> (10の原則のうち、腐敗防止については2004年に追加)。現在では世界約145カ国で1.2万を超える団体(そのうち企業が約8,000)が署名。 <u>日本は200企業・団体が署名(2015年5月20日現在)。</u>
ISO26000	2010年11月、ISO(国際標準化機構)が発行した <u>組織の社会的責任に関する国際規格</u> 。社会的責任に関する国際的に開発された包括的なガイダンス文書であり、持続可能な発展への貢献を最大化することを目的とする。
GRI ガイドライン	1997年、ボストンでCeres (Coalition for Environmental Responsible Economies)およびUNEP (United Nations Environment Programme)が開発したイニシアティブ。GRIでは、 <u>持続可能性に関する報告に利用できる基準指標、ガイドラインおよび補足文書を提供</u> 。改訂を重ね、2013年5月には、G4ガイドラインを発行。

CSRに関する国際的フレームワーク<特定のテーマ>

<特定のテーマに関するもの>

国連ビジネスと人権に関する指導原則 (以下、指導原則という)	<u>人権の保護・尊重・救済の枠組みを実施</u> するために、 <u>国家と企業を対象</u> として作成され、2011年6月に、国連で承認された原則。先立って2008年にまとめられたフレームワークは、ISO26000やOECD多国籍企業ガイドライン改訂にも反映されている。
ILO MNE宣言 (多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言)	1977年、ILOで採択された文書。2000年、2006年に改訂されている。ILOの多国籍企業宣言とも呼ばれ、 <u>労働慣行や雇用条件などに関して政府、多国籍企業、使用者団体および労働者団体に指針を提供する。</u>
IFC*パフォーマンス・スタンダード	2006年にIFCセーフガードポリシーから改訂される形で策定されたIFCパフォーマンススタンダード(以下、PSという)は、 <u>環境社会配慮に関してIFCの顧客に対する要求事項を示している。</u> PS1~PS8の8つの基準のうちPS7が先住民の権利について規定している。2012年1月に改訂があり、FPIC(Free, Prior, Informed Consent)の概念が導入された。
CEO Water Mandate	2007年7月に国連事務総長によって立ち上げられた国連グローバル・コンパクトのCEO Water Mandateは官民連携イニシアチブであり、 <u>企業による水のサステナビリティに関する方針の策定、取組の実施、および開示を支援している。</u> 2015年6月16日時点で、主に多国籍企業からなる148社がCEO Water Mandateに署名しており、日本企業ではキッコーマン株式会社が署名している。
コーデックス委員会	コーデックス委員会は、 <u>消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保</u> などを目的として、1963年にFAO(Food and Agriculture Organization of the United Nations, 国連食糧農業機関)およびWHO(World Health Organization, 世界保健機関)により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格(コーデックス規格)の策定などを行っている。(2013年11月現在の加盟国は185カ国、日本は1966年より加盟)

CSRの基本的な考え方

- ・ステークホルダーとの対話・エンゲージメント
- ・社会、環境等、持続的な開発への投資
- ・多様性、自主性への戦略的取組
- ・国際的な視点
- ・透明性と説明責任

CSRの効果的な取組

- ①企業内外のコミュニケーションを促進し、企業行動・経営への組み込みを図ること
- ②多様性の尊重と戦略的な取組
- ③国際的な枠組みへの貢献と協力・連携
- ④企業活動・政策の不断の評価と改善

CSR研究会～ CSR Forum Japan ～

CSR研究会概要

- ◆ CSR研究会は、経済産業省のサポートにより、2004年に設立された「企業の社会的責任(CSR)」を提唱するビジネス・イニシアティブ。意欲的な多国籍企業が参加する、日本を代表するネットワークのひとつ。
- ◆ 研究会の設立以来、毎年、様々な研究を行っており、国内外の関係機関とも連携。
- ◆ 研究会の任務は、以下のとおり。
 - ✓ CSRに関する経験や見識、最新情報の共有による企業のサポート
 - ✓ CSR政策と事業に関する研究プロジェクトの実施
 - ✓ 企業と関連機関とのコミュニケーションと連携の促進
 - ✓ 国内外のCSR政策に関する議論への関与

平成27年度メンバー

(座長) 加賀谷 哲之
一橋大学 大学院商学研究科 准教授

(参加企業)

- ・味の素(株)
- ・アーンスト・アンド・ヤング・ジャパン
- ・伊藤忠商事(株)
- ・(株)国際社会経済研究所
- ・サントリーホールディングス(株)
- ・(株)セブン&アイホールディングス
- ・ソニー(株)
- ・損害保険ジャパン日本興亜(株)
- ・武田薬品工業(株)
- ・(株)東芝
- ・東レ(株)
- ・(株)日立製作所
- ・パナソニック(株)
- ・本田技研工業(株)
- ・富士通(株)
- ・ロイドレジスター クオリティ アシュアランス リミテッド

(参加機関・団体)

- ・CSRアジア
- ・東京商工会議所
- ・JETRO
- ・CSOネットワーク

(オブザーバー)

経済産業省

(事務局)

- ・企業活力研究所
- ・ロイドレジスター クオリティ アシュアランス リミテッド

CSR研究会テーマ

今年の研究テーマ

テーマ

我が国企業の競争力強化に向けたCSRの国際戦略に関する調査研究

研究内容

欧米やアジア等のCSRを巡る規制等の動向について収集把握するとともに、内外企業がどのようにCSRに取り組んでいるのかを調査分析することによって、日本企業の競争力強化に向けたCSRの国際戦略のあり方を検討する。

昨年度の研究テーマ

テーマ

企業のグローバル展開とCSRに関する調査研究

背景

海外拠点、サプライチェーン、バリューチェーンにおけるCSRに関する諸問題が増加。日本企業の海外進出においてもCSRの取組を推進していく上で「CSRマネジメント」の体制強化が求められている。

研究内容

国内外の企業がどのように「CSRマネジメント」の体制を強化しているのか調査分析を行うことで、今後の日本企業のグローバル展開におけるCSRのあり方を検討する。

過去の研究テーマ

<平成25年度>

企業の社会的責任に関する国際規格の適切な活用のあり方

<平成24年度>

新興国等におけるビジネスと人権

<平成23年度>

企業における非財務情報の開示のあり方

<平成22年度>

CSRの戦略的な展開に向けた企業の対応

<平成21年度>

株主・投資家に着眼したCSR

<平成20年度>

消費者とのより良い関係づくりを目指して

<平成19年度>

企業のCSRの取組みと少子化問題・教育問題への貢献

<平成18年度>

サプライチェーンを通じたCSRの取組

<平成17年度>

健全なステークホルダー社会の実現に向けた諸課題

CSR関連施策

- 日EU産業政策対話, CSRワーキンググループ
- OECD National Contact Point (各国連絡窓口)
 - 外務省、経済産業省、厚生労働省
- APEC 投資専門家会合
- 国連ビジネスと人権に関する研究会 ジェトロアジア研究所
- ダイバーシティ・女性の活躍の推進